

3 要素所得収支に関する分析

要約

大阪府民が大阪府外から受け取った所得と大阪府外へ支払った所得の差額である「府外からの要素所得（純）」は、比較可能な統計を作成している昭和 30 年度以来赤字が続いていたが、平成 26 年度に初めて黒字となった。

そこで、「府外からの要素所得（純）」の推移と黒字になった要因について、府民経済計算における「府民」と「府内」等の概念を整理しながら検証した。

その結果、「府外からの要素所得（純）」の赤字が縮小、26 年に黒字となったのは、以下の要因であることが分かった。

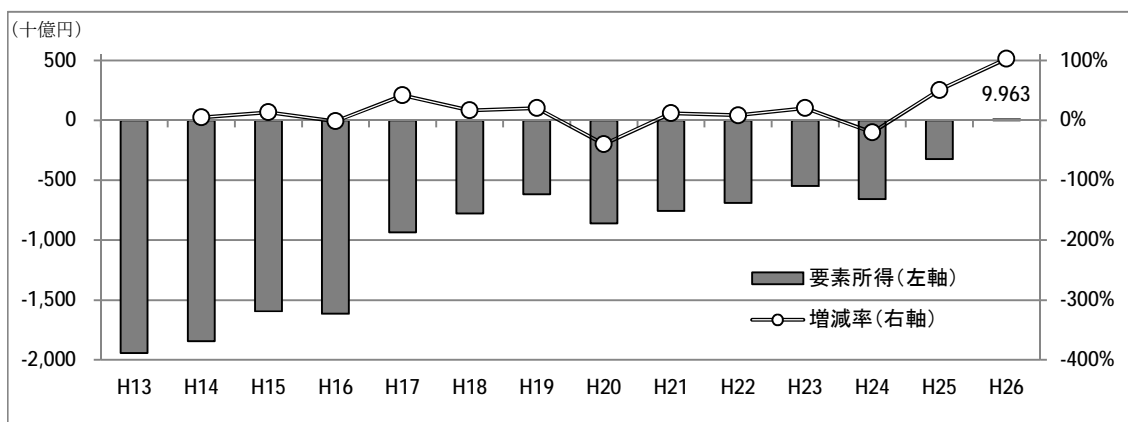
- ・ 府外への雇用者報酬の流出が減少傾向にあること。
- ・ 家計部門の利子受取等の財産所得の府外からの受取が増加傾向にあること。

以上の検討を行ったが、本質的な要因の解明には至らず、引き続き検証が必要である。

はじめに

平成 26 年度、大阪府民経済計算では、比較可能な統計を作成している「昭和 30 年度府民所得統計」以来、初めて府外からの要素所得（純）が黒字（プラス）となりました。

図表 2-3-1 府外からの要素所得（純）の推移



(府民経済計算より)

そこで、本稿では、この現象に着目しつつ、127 ページの「府民経済計算の諸系列相互関連図」を参照しながら、解説を進めることとします。

府外からの要素所得（純）の意味と定義式について

府外からの要素所得（純）とは、大阪府民が大阪府外から受け取った雇用者報酬、投資収益、財産所得（利子、配当等）と大阪府外へ支払った同項目の差額のことをいいます。また、127ページの「府民経済計算の諸系列相互関連図」から、府外からの要素所得（純）は以下のようにして計算できます。

府外からの要素所得（純）

＝府民総所得〔市場価格表示〕－府内総生産（生産側）〔市場価格表示〕

＝府民所得〔要素費用表示〕－府内純生産〔要素費用表示〕

まず、この式の意味を理解するため、府民経済計算における概念を解説します。

府民経済計算における概念について

○「府民」と「府内」

府民（労働者だけでなく、企業も含む）が行った経済活動を対象とする際は「府民」の概念を、府内で行われた経済活動を対象とする際は「府内」の概念を使います。したがって、「府民の所得」と「府内で生産された額」の差に着目すると、大阪府内で行われた経済活動による所得の帰属が「府民の所得」となっているか否かが分かります。

平成 25 年度までは、この収支＝「府外からの要素所得（純）」が赤字（マイナス）だったのですが、平成 26 年度には、初めて 99 億 6300 万円の黒字となりました。（67 ページ 「I 主要系列表 3-(1)-a」参照）

図 2-3-2 府民概念と府内概念

府外からの所得（純） ①－②<0（赤字）	②他県民が大阪府内から持ち帰る所得	①大阪府民が大阪府外から持ち帰る所得	府外からの所得（純） ①－②>0（黒字）
大阪府民が大阪府内から持ち帰る所得		大阪府民が大阪府内から持ち帰る所得	②他県民が大阪府内から持ち帰る所得
<府民概念>		<府民概念>	
【平成25年度以前の状況】		【平成26年度の状況】	

○「市場価格表示」と「要素費用表示」

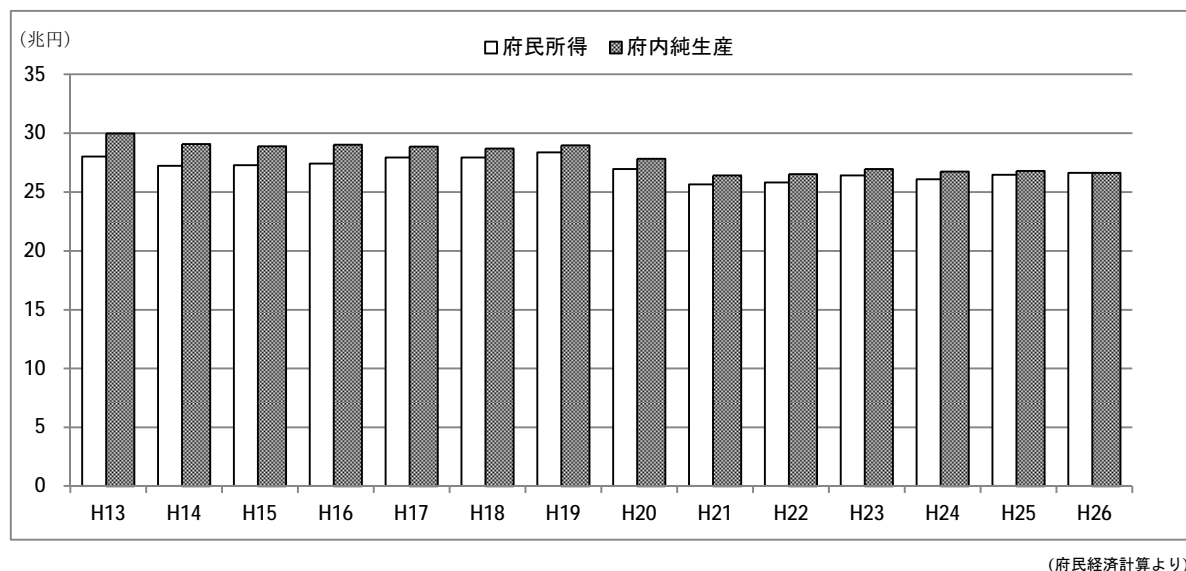
市場価格表示とは、市場で取引される商品の売買価格により評価する方法です。要素費用表示とは、市場価格表示から生産に係る経済活動の要素ではない「間接税」や「補助金」を控除した概念です。

以下、本稿では、府内総生産は市場価格表示、府民所得及び府内純生産は要素費用表示を表すこととします。

平成 26 年度に府民所得と府内純生産の大小関係が逆転

以上の概念の整理を実際のグラフで確認してみます。本書「Ⅲ 経済活動別府内総生産及び要素所得」（100～113 ページ）のデータを基に作成したグラフが図表 2-3-3 です。

図表 2-3-3 府内純生産及び府民所得の推移



図表 2-3-3 は、府民所得と府内純生産の推移を示しています。

「府外からの要素所得（純）」は、グラフ中の白い棒と網掛け棒の差額に相当します。平成 25 年度までは、「府民所得（白い棒）＜府内純生産（網掛け棒）」という大小関係でしたが、平成 26 年度には大小関係が逆転しました。

府外からの要素所得（純）の増加要因は時期によって異なる

図表 2-3-1 や図表 2-3-3 から読み取れるように、府外からの要素所得（純）の赤字は年々減少しており、平成 26 年度に初めて黒字となりました。これは、府外からの要素所得（純）が年々増加していることを表しています。これは何を意味しているのでしょうか。

ここで、府外からの要素所得（純）の定義式

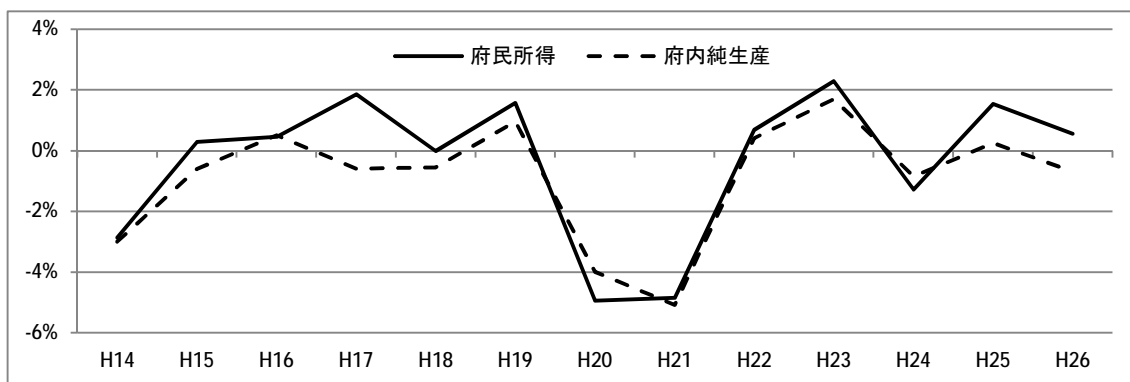
$$\text{府外からの要素所得（純）} = \text{府民所得} - \text{府内純生産}$$

に立ち返ってみると、府外からの要素所得（純）の増加には、次の 3 つのパターンが存在することが考えられます。

- ① 府民所得も府内純生産も増加しているが、府民所得の増加が府内純生産の増加を上回る。
- ② 府民所得は増加し、府内純生産は減少している。
- ③ 府民所得も府内純生産も減少しているが、府内純生産の減少が府民所得の減少を上回る。

これらの場合分けにおいて、いずれのパターンに該当するのかが確認したのが図表 2-3-4 及び図表 2-3-5 です。

図表 2-3-4 府民所得及び府内純生産の対前年増減率の推移



(府民経済計算より算出)

図表 2-3-4 は府民所得及び府内純生産の対前年増減率の推移を示しています。このグラフを見ると、府民所得の増減率が府内純生産の増減率を上回っている年度が多いことが分かります。これは、府民所得の府内純生産の差額である府外からの要素所得（純）が増加している現象と一致しています。

図表 2-3-5 府民所得及び府内純生産の増減率の推移

年度	府民所得	府内純生産
自 H13 - 至 H16	▲2.15%	▲3.11%
自 H17 - 至 H21	▲8.15%	▲8.51%
自 H22 - 至 H26	3.10%	0.38%
自 H13 - 至 H26	▲4.98%	▲11.17%

次に、平成 13 年度から平成 26 年度までを 4～5 年ごとに区分し、それぞれ期間の増減率を比較したのが図表 2-3-5 です。

図表 2-3-5 によると、平成 13 年度から平成 21 年度までは、府内純生産の減少スピードが、府民所得の減少スピードを上回っています。これは、上記のパターン③に該当していたことが分かります。また、平成 22 年度以降においては、府民所得の増加スピードが府内純生産の増加スピードを上回っています。これは上記のパターン①に該当していることが読み取れます。

府外からの要素所得（純）を展開し、3項目に分解

ここまでは、府外からの要素所得（純）の増加は、府民所得と府内純生産の増加・減少スピードの差によることを確認しました。

ここからは、府民所得と府内純生産をそれぞれの構成要素に分解し、各要素の傾向について確認することにより、府外からの要素所得（純）の増加に対してどのように寄与しているかをみていきます。

まず、府外からの要素所得（純）の定義式を展開し、3項目に分解します。

$$\text{府外からの要素所得（純）} = \text{府民所得} - \text{府内純生産} \quad \dots(1)$$

府民所得は、次のように3つに分解できます。

$$\text{府民所得} = \text{府民雇用者報酬} + \text{財産所得（非企業部門）} + \text{企業所得}^1 \quad \dots(2)$$

府内純生産は、次のように2つに分解できます。

$$\text{府内純生産} = \text{府内雇用者報酬} + \text{営業余剰・混合所得} \quad \dots(3)$$

(1)式に(2)式、(3)式を代入します。

$$\begin{aligned} \text{府外からの要素所得（純）} \\ &= \text{府民所得} - \text{府内純生産} \\ &= (\text{府民雇用者報酬} + \text{財産所得（非企業部門）} + \text{企業所得}) \\ &\quad - (\text{府内雇用者報酬} + \text{営業余剰・混合所得}) \quad \dots(4) \end{aligned}$$

(4)式を整理します。

$$\begin{aligned} \text{府外からの要素所得（純）} &\quad \dots(5) \\ &= (\text{府民雇用者報酬} - \text{府内雇用者報酬}) \quad \dots\dots① \\ &\quad + \text{財産所得（非企業部門）} \quad \dots\dots② \\ &\quad + (\text{企業所得} - \text{営業余剰・混合所得}) \quad \dots\dots③ \end{aligned}$$

ここで、(5)式の①～③の意味は、下記のとおりとなります。

① 府民雇用者報酬－府内雇用者報酬（府外からの雇用者報酬（純））

府外へ通勤する雇用者の報酬受け取り額と、府外から通勤する雇用者への報酬支払い額との差額。なお、統計表では「府外からの雇用者報酬（純）」として表章されます。

② 財産所得（非企業部門）

一般政府、家計及び対家計民間非営利団体における、利子・配当・賃貸料等による所得の移転（受払後）。²

③ 企業所得－営業余剰・混合所得

「企業所得」とは「営業余剰・混合所得」に、企業の財産所得（利子・配当・賃貸料等）

¹ 統計表では、「企業所得（法人企業の分配所得受払後）」として表章。

² 詳細は136ページ「(2)財産所得（非企業部門）」参照。

の受払の差額を加えたもの。

ちなみに、「企業所得」は企業会計における経常利益に相当し、「営業余剰・混合所得」は営業利益に相当します。

このことから、「企業所得－営業余剰・混合所得」とは、企業会計における営業外損益に相当する概念と考えられます。³

府外からの要素所得（純）増減を要因分解した推移

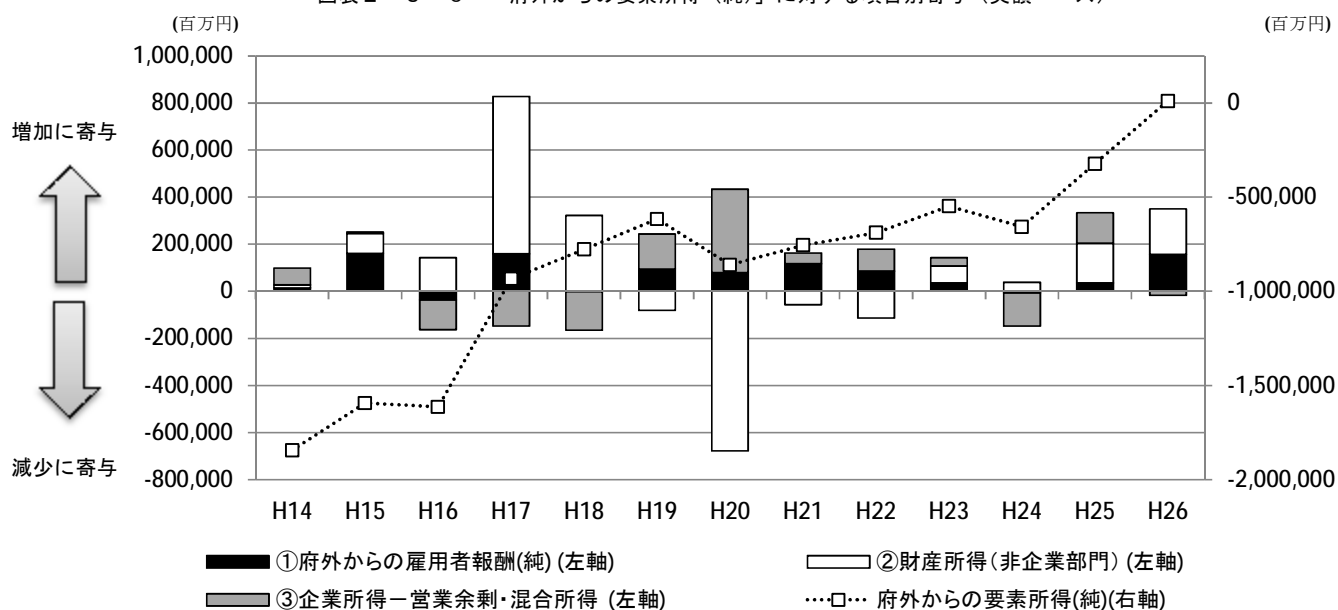
府外からの要素所得（純）が増加している要因を、「①府外からの雇用者報酬（純）、②財産所得（非企業部門）、③企業所得－営業余剰・混合所得」の3つに分け、その実額の推移を図示したものが、図表2-3-6です。

図表2-3-6から、「①府外からの雇用者報酬（純）」は、「府外からの要素所得（純）」の増加に対してほぼ一貫してプラスに寄与していることが分かります。

また、「②財産所得（非企業部門）」は「府外からの要素所得（純）」の増加に対してプラスに寄与する年度が多いですが、増加・減少ともに振れ幅が大きい項目であることが分かります。

「③企業所得－営業余剰・混合所得」については、「財産所得（非企業部門）」と逆方向に寄与する年度が多いことが分かります。

図表2-3-6 「府外からの要素所得（純）」に対する項目別寄与（実額ベース）



(府民経済計算より算出)

以後、「①府外からの雇用者報酬（純）、②財産所得（非企業部門）、③企業所得－営業余剰・混合所得」それぞれについて、推移を確認します。

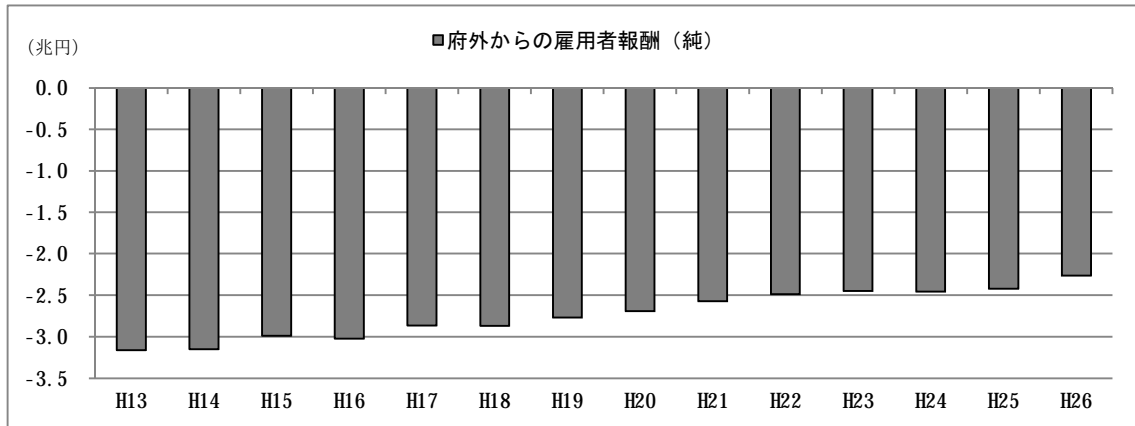
³ 「企業所得（法人企業の分配所得受払後）」の概念は、137 ページ「(3) 企業所得（法人企業の分配所得受払後）」参照。

①府外からの雇用者報酬（純）の影響について

府外からの「①府外からの雇用者報酬（純）」の推移を示したのが図表 2-3-7 です。

図表 2-3-7 によると、大阪府民が大阪府外から持ち帰る雇用者報酬よりも、他県民が大阪府内から持ち帰る雇用者報酬の方が大きく、雇用者報酬が流出していることが分かります。また、近年ではその流出する雇用者報酬が減少する傾向であることも読み取れます。

図表 2-3-7 ①府外からの雇用者報酬（純）の推移



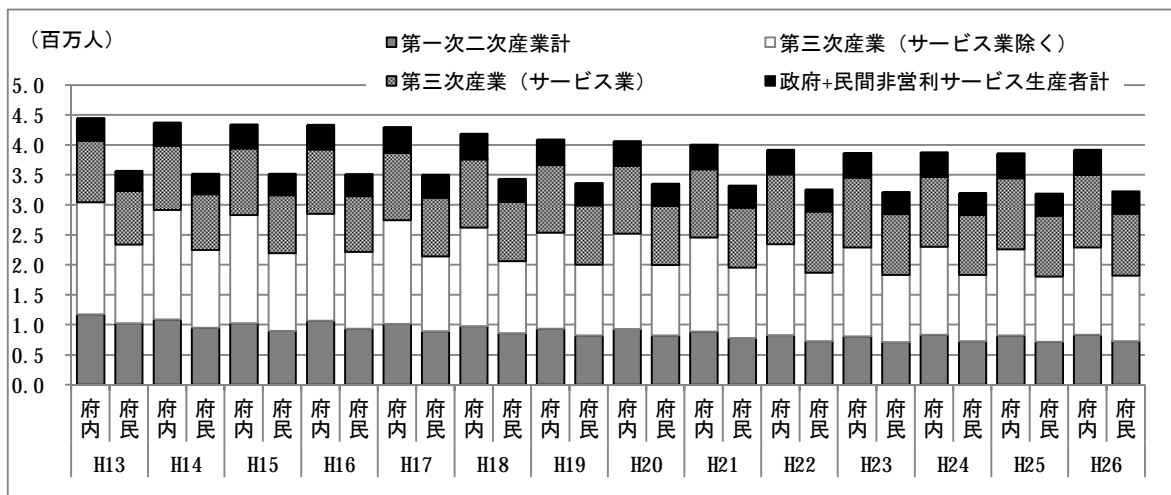
(府民経済計算より)

府内外の雇用者数の動向について

雇用者報酬は、雇用者数の推移に大きく影響されると考えられますので、次に、府内外の雇用者数の推移を確認します。図表 2-3-8 は、118～121 ページの産業別府民雇用者数・産業別府内雇用者数をグラフにしたものです。

府内雇用者数は平成 23 年度まで減少を続けていましたが、平成 24 年度以降は増加に転じていること、府民雇用者数は平成 26 年度から増加に転じていることが分かります。

図表 2-3-8 産業別府民雇用者数・産業別府内雇用者数の推移



(府民経済計算より)

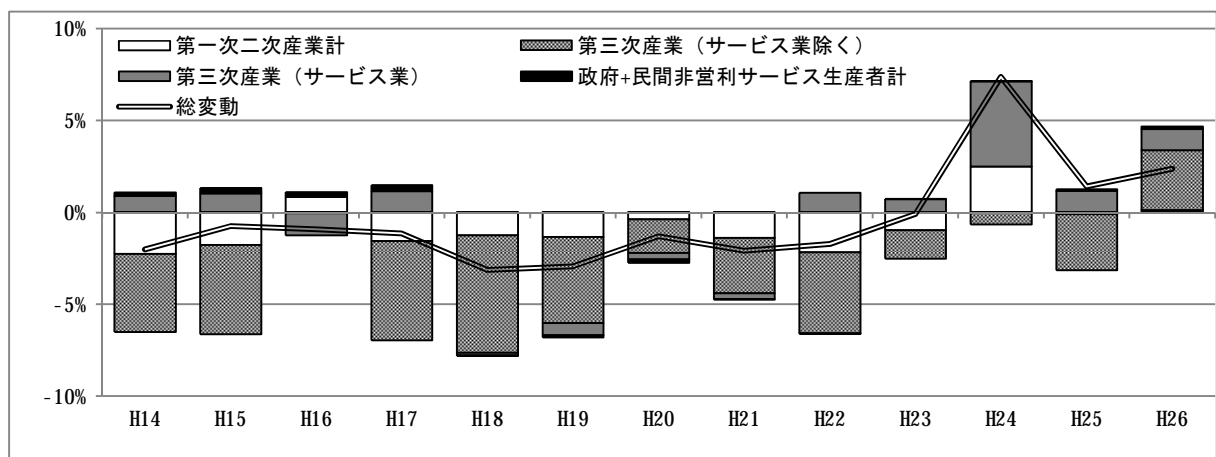
次に、府内雇用者数と府民雇用者数の差を産業別に分解して見てみることにします。

図表 2-3-9 を確認すると、平成 22 年度頃からサービス業において、府内の雇用者と府民雇用者の差が増加していることが分かります。

府内雇用者と府民雇用者の差は、平成 14 年度から平成 22 年度までは縮小傾向にありましたが、平成 24 年度以降は拡大する傾向にあります。これは、近年の人手不足の影響を受けているものと考えられます。

ただし、府外からの雇用者報酬（純）は黒字方向に向かっているため、主に府内雇用者と府民雇用者の差の拡大に寄与しているサービス業をはじめとして、雇用者の伸びよりも雇用者報酬の額が伸びていないことなどが考えられます。

図表 2-3-9 産業別府内雇用者数と府民雇用者数の差に係る寄与度

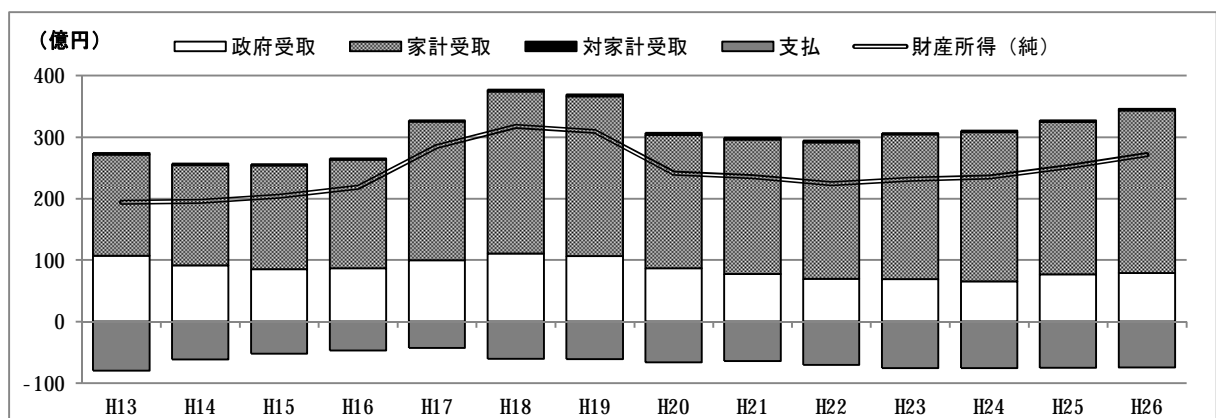


(府民経済計算より)

②財産所得（非企業部門）について

次に、財産所得（非企業部門）の推移を見てみることにします。財産所得には、一般政府、家計または対家計民間非営利団体が受け取る利子、配当金、保険金や賃料等が含まれています。

図表 2-3-10 ②財産所得（非企業部門）の推移



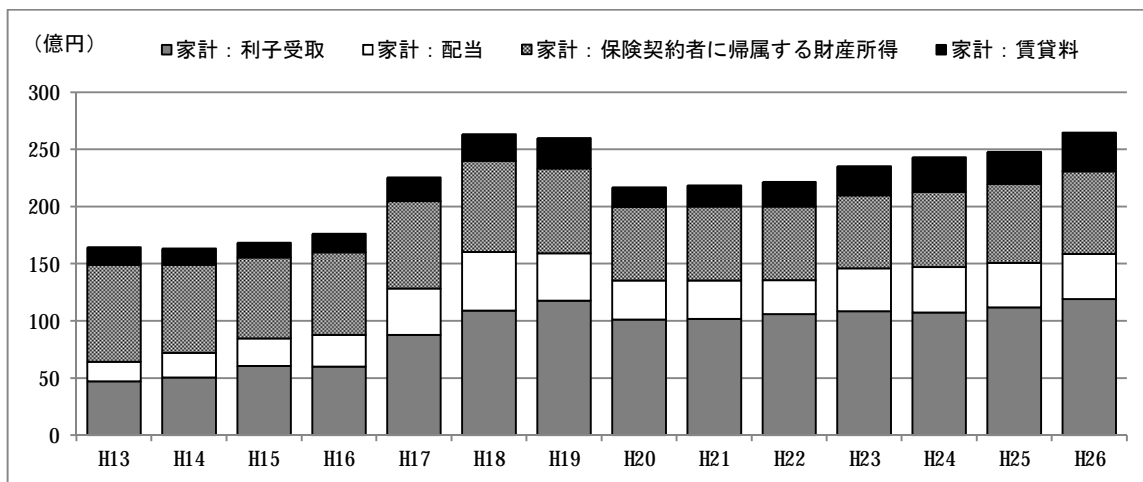
(府民経済計算より)

図表 2-3-10 からは、平成 18 年度までは財産所得が増加を続けていましたが、平成 19 年度の世界金融危機、平成 20 年度のリーマンショックの影響を受け減少している様子が分かります。その後は、平成 22 年度を底に、増加する傾向を見せています。

続いて、財産所得の内訳について、考察します。ここでは、特に大きな割合を占めている家計の受取について、確認することとします。

図表2-3-11からは、家計の受取のうち利子受取が最も大きな割合を占めていることが分かります。この利子受取には、信託銀行の配当金も含まれており、年金の支払原資としての運用資金もここに含まれることから、その部分が伸びていることが考えられます。

図表2-3-11 家計部門の財産所得受取の内訳に係る推移



(府民経済計算より)

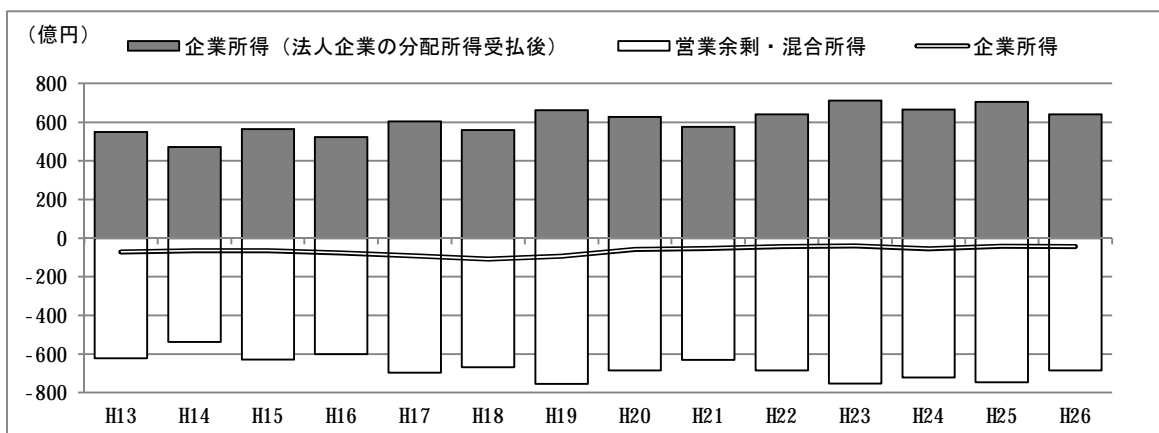
③企業所得－営業余剰・混合所得の推移について

最後に、「③企業所得－営業余剰・混合所得」の推移を確認しておきます。

図表2-3-12からは、「府外からの要素所得（純）」全体に占める割合は小さいものの、少しずつ、黒字方向に向かっていることが分かります。

営業外費用の減少（支払利子等）、営業外収益の増加（配当等）がその要因と考えられます。

図表2-3-12 ③企業所得（法人企業の分配所得受払後）－営業余剰・混合所得の推移



(府民経済計算より)

おわりに

以上、府外からの要素所得（純）の黒字の要因を考察した結果、分かったことは、次のとおりです。

- ① 平成 13 年度からリーマンショック直後の平成 21 年度まで、府内純生産も府民所得も落ち込んでいたが、府内純生産の低下率が府民所得に比べて大きく、府外からの要素所得（純）の増加要因となっていた。
- ② 平成 22 年度以降は、府内純生産も府民所得も伸びていますが、府内純生産の伸びが府民所得の伸びに追いついていないことから、府外からの要素所得（純）の増加要因となっていた。
- ③ 府民雇用者報酬と府内雇用者報酬の差額について検証し、府内から流出する雇用者報酬が減少していることが、府外からの要素所得（純）の増加要因となっていた。
- ④ ただし、雇用者数については、府内雇用者と府民雇用者の差は平成 23 年度以降、拡大している。（府外から通勤する者が増加している。）
- ⑤ また、雇用者数を産業別に見ると、平成 22 年度以降、サービス業において、府内雇用者と府民雇用者の差が拡大している。（府外から通勤する者が増加している。）
- ⑥ 財産所得（非企業部門）の推移を分解すると、信託銀行との取引による受取利子（家計）の寄与が大きい。また、その推移については、景気拡大期には額が大きくなり、景気停滞期には小さくなる。
- ⑦ 企業所得－営業余剰・混合所得は、わずかに要素所得（純）の黒字化に寄与している。

以上、府外からの要素所得（純）が黒字となった要因を考察してみましたが、いずれも本質的な変化を示すものではありませんでした。

雇用者報酬については、通勤流動をさらに詳細に分析する必要がありますが、国勢調査の結果を待つ必要があります。また、財産所得・企業所得については域際収支の詳細な把握が困難であり、一次統計の充実が待たれるところです。

しかしながら、従来は、大阪府内で生産されていた付加価値を他府県民の所得として分配していた構造が、大阪府外で生産された付加価値を大阪府民が受取る構造に変わっており、この現象が一時的なものなのか、今後も続くのか、その本質的な要因は何なのかを引き続き検討する必要があるものと考えられます。